

# 学校法人成蹊学園内部統制システム整備の基本方針

学校法人成蹊学園（以下「本法人」という。）は、理事会において、理事の職務執行が法令・「学校法人成蹊学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

## 1. 経営に関する管理体制

- ①「寄附行為」及び「学校法人成蹊学園寄附行為施行規則」（以下「寄附行為施行規則」という。）に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- ②「寄附行為施行規則」に基づき、常務理事会を設置し、「学校法人成蹊学園常務理事会規則」に従い、理事会に付する議案及びその内容並びに本法人の設置する学校全体に関わる教学の立案及び推進等について審議する。
- ③「寄附行為」、「寄附行為施行規則」及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ④理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」及び「成蹊学園文書取扱規則」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

## 2. リスク管理に関する体制

- ①リスク管理に関し、体制及び「成蹊学園リスクマネジメント規則」を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- ②「個人情報及び特定個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。

## 3. コンプライアンスに関する管理体制

- ①理事及び職員等の職務の執行が法令並びに「寄附行為」及び本法人の諸規則に適合することを確保するための体制を整備するため、「成蹊学園コンプライアンス推進に関する規則」及び「成蹊学園内部監査規則」を定める。

## 4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- ①監事は、「学校法人成蹊学園監事監査規則」に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ②監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置することができる。
- ③理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規則等に反する行為等を発見したときは、直ちに監事に報告する。
- ④理事又は職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けない。
- ⑤理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事から指示を受けた補助職員が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
- ⑥監事はその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、速やかに相当額を支払う。

## 5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。